長与町農業委員会会議録

令和４年４月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年４月農業委員会総会

１．日時　　令和４年４月２５日（月）　　９時３０分から１２時００分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

１２番　原田　正利

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１１番　山口　多美子　　２番　渡邉　章三

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第５　　第４号議案　農用地利用集積計画について

第６　　第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第７　　第１号報告　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、８名全員出席でございます。

本日の欠席者は１２番　原田　正利　委員の１名です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議長　それでは、令和４年４月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。１１番　山口　多美子委員。１２番　原田　正利委員は欠席ですので、２番　渡邉　章三委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件。第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請が１件。第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請が２件。第４号議案　農用地利用集積計画が３件。第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴取についてが２件出されています。報告事項は農地転用専決処分報告が３件です。

では、提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

整理番号３、申請地　長与町平木場郷（地番）。地目　畑。面積　２６３㎡。同じく、（地番）。地目　畑。面積　７０㎡。２筆合計　３３３㎡です。農地区分は、農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載しているとおり、当該地は譲受人宅の隣地にあり、常時管理がしやすいため譲受人の方から譲渡を申し入れております。

譲受人の耕作地は、９，０６３㎡、労働力は２人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。図面の右手の、平木場郷の〇〇団地の西側に位置しており、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾﨑　明光　推進委員。

推進委員
２番

説明を行います。４月１５日の１時３０分より、現地のほうで確認を行いました。立会者は、（譲受人）さん、行政書士さんと補助員の方ですね。それと、水谷会長、山﨑局長、森さん竹中さんですね。それと、永田農業委員さんで現場の確認を行いました。現地ですけども、（譲渡人）さんは以前ミカン等をですね、そこに作っておられたんですが、今回譲り渡す土地についてですね、ミカン等伐採されて、野菜とか花を作っておられます。（譲受人）さんもですね。同じく野菜等をですね、作ってあり管理がよくされている状況です。（譲受人）さんのほうも（店舗名）等にですね、野菜等を出しておられますので、今後もですね、よく管理をですねされていかれるんじゃないかと思っております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
５番　永田　好紀　農業委員

５番

今、尾﨑さんから述べられたとおりでございます。１５日の日に確認をいたしまして、（譲受人）さんも、（譲渡人）さんも、ちょっとおじさんになっとですね。それで、（譲受人）さんのお母さんの実家の土地を、譲ってもらうということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、説明いたします。第２号議案の１ページをお開きください。整理番号１。申請地　長与町三根郷（地番）。地目　登記簿は田ですが、現況は畑。面積　４４８㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、長与町吉無田郷（地番）。（氏名）さん。申請目的は、農家住宅建築、施設の概要は、木造瓦葺平屋建てで、建築面積　１５３．６㎡、工作物　１３．１４㎡所要面積　４４８㎡です。備考欄に記載のとおり、定年帰農者である申請者は、当該地に農家住宅の建設を予定しております。雨水、汚水排水の計画について、本日配布している、資料№.１の配置図をご覧ください。雨水排水については、前面の県道の道路側溝へ接続。汚水排水については、前面の県道側には下水道本管がなく、裏の通りにある下水道本管に接続するには、別所有者の土地を通す、もしくは大きく迂回しなければなりません。高さについても、裏の通りよりも申請地が低くなっていることから、やむを得ず合併浄化槽を設ける予定となっております。区域区分は、市街化調整区域となります。なお、立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。平木場郷の（施設名）から西側へ約５０ｍ付近に、赤色で表示してある、県道沿いの場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員３番　４月の１５日の午後２時頃から、現地を確認しました。確認したのは水谷会長、それと、山﨑事務局長、森さん、それと、竹中さん。それと、柳原委員の計５名で、確認しました。この現地はここ数年に二、三件、家が建ったんですね。それで、排水の中の下水は、裏の道路にあるのですが、なかなか、現状では、スムーズに排水が出来ないということで、浄化槽をつけるということになると聞いております。それと、雨水などの排水については、県道沿いの道路の側溝に流すということで、別に問題はないということです。周りの状況から、何も問題はないと考えます。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　今、田中委員さんが言われたとおりなんですけど、私のほうからも少し説明をしておきます。現地は〇〇線ですかね。長与のほうからは（店舗名）の近くから〇〇方面に上る平木場郷との分岐点の反対側になるところなんですけど、非常に便利がいいところなんですよね。ここは平坦地でありまして、別に造成とかなんとかは、極端に言うと造成はしなくてもいいということで、その土地は２段になってますので、少しばっかり土地自体を盛り合わせて、前は県道なんですけど、盛り合わせてですね、整地をして、農家住宅を建てるということであります。非常に（地区名）においては農家住宅というのは今まであんまり建ってないんですけど、今回は、私の代になってから３件目ですからすぐ（申請者）さんのすぐ裏の横というか、裏になるんですけど、そこに一つ。２年ぐらい前やったですかね、建っております。それで、先ほど言われたように、雨水排水は、前のですね、県道に汚水ですかね。これが、上のほうに、旧生活道路ですかね（地区名）のこの（地区名）とか（地区名）は、（施設名）の方から、裏の小さい生活道路に下水が入ってるんですよね。ここがちょっと、今の（申請者）さんの土地からいえば、１m近く段差があり、そして、他の名義の地主さんの名義のところを通らんと下水管には繋げないし、それで、そのままの状態では、ポンプアップをしなければ駄目だということでね。もう一つの方法としては、赤道をですね、県道の歩道を通って赤道を通すということもあったんですけど、どうしてもそこも、屋敷よりも上がってるということもあり、距離が非常に長くてですね。ちょっと下水は管に繋ぐというのは無理じゃないかという、一応行政書士からの説明があったんですけど、私もですね下水管が一つやったら、少し金がかかってもそっちに繋いでくれるように指導してくれんかと言ったんですけど、先ほど言われたように浄化槽ですかね。これ保健所の許可がとれて流していいということを言われましたので、私も、なかなかそこまで無理にはですね、下水管のほうに流すということは、言えなかったんですけど、やはり、下水管があればですね、下水管の、少しお金がかかってもですね、してもらいたいというお願いを再度したんですけど。一応、今の状態では、浄化槽に流すということになってますので、以上ですけど、審議のほうお願いします。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三委員

２番　内容はよく分かりました。ただこの備考欄にね。ちょっと書いてある、やむを得ず合併浄化槽を設けると。ちょっと合併浄化槽の概念が私ないもんですから、今の説明の中では、流すという話がちょっと出たんですが、この合併浄化槽は、汲み取りになるんですかねそれとも、上水は水路に流すとかそういう、どういうふうな状況になるんですかね。

１０番　合併浄化槽の仕組みなんですけど、下水と雨水ですかね。これは浄化をして、前の側溝にそのまま流すということです。

１番　合併浄化槽といえばもう汲み取りじゃないんです。要するに、浄化して流す。しかし、汚泥はですね、定期的に１年に１回検査を、今は年に２回ですかね、それを汲み取ると。ただここの件についてはですね２、３件ずっと続いてこういう問題が発生してるんですけども、行政指導は、下水処理区域内で入れなさいということなんですけども、法的な根拠ではですね。やむを得ない場合は浄化槽でもいいという形が、あるわけですね、処理区域内でもですね。ただ私たちが行政指導で何でそういうことを言うかというと、下流域に飲料水があるので、窒素とリンのですね、この除去はやっぱり出来ないわけです。上水はきれいなんですけども、窒素・リンは流れると。これをなるべく行政指導で抑えていこうということで、我々も行政書士にはですねその旨を伝えたんですけども、行政書士も、除外規定の中を持ってきてですね、こういうことだと。今言ったように環境をですね、距離的に長いということがあって、それはもう、そちらの判断ですよと。私たちは行政指導はもう全て農業委員さんも、事務局も私も、下水処理にしてくれろということは強く言ったんですけども、もう除外規定があれば、もう仕方ないということで、こういうふうな形になっております。以上です。

他にご意見・質問はありませんか。

７番　原口　司委員

７番　（申請者）さんはですね。今、多分（地区名）の借地に今までおられて、やっと定年退職したんでですね。本格的に農業をされるんだろうと思うんですけど、どのくらい広さのですね、今後、農業をやっていかれるんかなと。分かれば教えてください。

１番　柳原委員、何か情報として握っているとこありますか。（無し）３反ぐらい持っていると農家住宅という表現ですけども、一種の分家住宅みたいな感じですので、法的な根拠としては別に問題ないし、今言うように農業を、家庭菜園かどの程度のことをされるかということはですね。まだ具体的に聞いておりませんけども、あそこの近所の方ですから、３反ぐらいあれば、ある程度の農業はできるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

議長　他に関連でありませんか。

１０番　柳原　厚志委員

１０番　（申請者）さんですかね。（地番）、ここは今まで農地でありましたけどちょっと宅地にしては、広過ぎるんですね。これ一部を、作物を作るということも、説明が、行政書士の方から説明があったわけですけど、（申請者）さんについては（地区名）の人がよく知っておられると思うんですけど、私自体はですね。（地区名）の土地の範囲内でしかちょっと分か

らないんですけど、これから、定年されてですねまた、自分の土地だけじゃなくてですね。いっぱい農地ありますので、６０歳過ぎて農業されるという、意気込みが何かあられるようですね、そういうことです。以上です。

議長　他にありませんか。
尾﨑　明光　推進委員

推進委員２番　今の農業のですね、農地の面積ですけども、以前、こちらにですねお兄さんから借地をするということで、畑とですね、あと田んぼとですね借地をされておりますので、その、面積についてはちょっとはっきり覚えておりませんが、調べればですねその辺もあるし、自分名義のですね、農地もどれぐらいあるか、ちょっと面積は分かりませんけども、米を作ったりとかですね、あと果実を作るということで、一応しておられますが、借地のところについては、一部草刈り等はしておられますけれども、余りいい条件じゃ今のところはなかったので、今後ですねまた頑張っていくというような話は聞いております。以上です。

議長　他にありませんか。
５番　永田　好紀委員

５番　この（申請者）さん、去年この農業委員会で貸し借りの問題で、お兄さんのほうから、尾﨑さんが言われたように、３反ぐらい借りておられます。自分の所有する土地も、また、幾らかは、私もはっきりは分からんですけども、持っておられるので、問題ないと思っております。

１番　今説明がありましたように、本人の相続した土地と、それから、本家の土地も借りて、貸し借りをして、農業を熱心にやろうという方ですので、非常に私たちも意欲的な方だろうというふうに思っておりますので、そういう判断をしております。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第４条の規定による許可申請を県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について審議いたします。まず１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、説明いたします。

第３号議案の１ページをお開きください。整理番号２。申請地　長与町岡郷（地番)。地目畑。面積　３４８㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長崎市滑石（地番)、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転です。施設の概要は、木造スレート葺平屋建てで、建築面積　１５０．７７㎡、所要面積　３４８㎡です。備考欄に記載のとおり、譲受人の転居に伴い、新たに店舗兼住宅を建築する予定です。雨水排水については、前面の国道の道路側溝へ接続、汚水排水については、前面の国道にある既設下水管に接続します。区域区分は、都市計画区域外となります。

ここで、本日配布している、資料№.２をご覧ください。１ページに平面図、２ページに断面位置図、３・４ページに断面図を添付しております。宅盤と前面道路の高低差は、宅盤が約１．２m高くなっております。宅盤と裏の土地との高低差は、約１．９mとなっており、L 型用壁での施工となっております。なお、立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。岡郷にある（事業所名）の北側に、赤色で表示してある、国道沿いの場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。以上です。

議　長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉　推進委員。

推進委員
８番

４月の１５日、午後２時頃やったと思いますが、水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で立会いをしました。これ、その１５日の日ですよ、ちょっとこう、施工か何かに関してあやふやみたいなことがあったみたいで、再度、２２日だったですかね、金

曜日の午後からまた再確認をいたしましたそのときは、業者さんから３人ぐらい来とったと思いますけど、それで立会いをしました。それで２２日に完全に確認がとれたということで、私たち立会い人っていうですかね、調査をする人たちで問題ないんじゃないかという話で、決めたというかな、判断しました。それですいません。一つ私がちょっと確認したいことがあって、「店舗兼」とか言いよったじゃないですか、ちょっと私もあんまり飲み込めなくて、１階が店舗で２階っていうか、あれが、建物になるとですかな。もう全部つながってるってことでしょうか。

議長　事務局お願いします。

事務局　坂本委員のご質問ですけども、平屋建てですので、一部が住居で、一部が店舗になります。

１番　この断面、３ページの別添資料では、洋室２階っていうのが、坂本委員が今ちょっと指摘した分は、この別添資料２の３ページ、この中に洋室というのがあるんで、そのあたりは。

事務局　２階部分があることについて、その場で質問しましたが、平屋建てということで説明を受けましたので、そのまま載せております。

１番　申請の鑑は平屋になっとるとか、これは断面では、洋室２階が、中２階があるね。中２階があるけんが、ここら辺また、ちょっと確認をして、一応議事として載せますので、問題があれば、修正があればですね、後で皆さん報告したいと思います。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番　４月の１５日に１回はしたんですけど、ちょっと納得いかなくて、４月２２日の１６時より、水谷会長、山﨑局長、森係長、（譲受人）さんと、業者の方、坂本推進員と私で現地確認をしました。住居兼店舗は（店舗）をされるっていうことで、横に、議案書の番地の、（地番）っていうところは、今ある農道があるんですけど、（地番）ていうところで、道幅を広く今度造るということで、そこは（譲渡人）さんと、一部（譲受人）さんが、そういう道を造るそうです。そこから（譲受人）さんは自宅の車は、そこの道を通りますっておっしゃってました。お店の駐車場はどこですかって聞いたら、国道沿いに、畑を切り落として、国道並みにまで切り落としてそこを国道側を駐車場にするということで、駐車場と、宅地の段差

は１．２メートルで、後ろと、家の後ろと、前から見て左側は、Ｌ型擁壁をするということで、右側に（譲渡人）さん所有の溝があるんですけどこれはどうするんですかって聞いたら、（譲渡人）さんと、（譲受人）さんが、管理をされて、そのままの石垣の昔ながらの溝のままっていうことでした。上の畑も、まだあるんですけど、そこは（譲渡人）さんの所有の畑なので、問題はないと思います。で、雨水・汚水排水は、今ある既存の水路へ接続するそうです。以上で、問題ないと思います。以上です。

１番　はい、ありがとうございます。資料のですね、今の議案書の中の、３号議案の議案書の中の３ページ、字図をちょっと見てください。今山口委員が説明されたのは、今度建てるのは（地番）、これは元地番ですけども、その横に（地番）、これを分筆をして、上に上るですね。農道を拡幅していく。この幅５メートルというふうに、業者が言っております。それから、（地番）、ここについてはですね。もともとその水路がなかったんですね、水は流れた溝はあるけど水路がなかったと。地権者の方がこの土地も自分の土地だというふうにですね、されてて、今回これを分筆をして、用悪水路をつくると。その管理を、上にまだ（譲渡人）さんの土地がありますから、（譲渡人）さんと、手前のほうの部分はですね、（地番）の（譲受人）さんが、管理をすると。共同の所有をするというふうに聞いております。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
３番　原田　成信委員

３番　先ほどちょっと説明がありましたが、（店舗）ということで、山口委員さんから駐車場の問題が出ましたが、その駐車場何台ぐらい入るような駐車場なんでしょうか。例えば少なかったらまた路上駐車になるかと思いますので、ちょっと確認だけ。

事務局　はい、説明します。資料№２の、１ページ目を見ていただきたいと思うんですが、こちらに、格子状にこう書いてある。ところが、下ですね、赤で書いてある、ここは５台分ぐらいの駐車場となっております。本人の駐車場につきましては、左手のほうですね、これスロープになっておりまして、家のほうに車庫があるような格好で、停めるということになっております。以上です。

１番　私たちもここの手前がですね国の所有物になってて、擁壁があるわけですよ。これを撤去して道路とフラットにすると。「その前の土地は買収すると？」って言うたら、いやそれは、国のもんですと。それをそのままでやると。いうふうなことでした。今５台というふうな想定してますけども、ただいま言われるように、将来的に路駐がないようなことはですね十分

注意せんばいかんなあと私も、みんなも心配して、実はですね。ここを２回も、呼んでですね。基本的に（譲受人）さんという方が、そういう開発とか設計もされる方で、その人が自分が買って、オーナーになると、いうことみたいですので、その点はある程度しっかりしてるなというふうなことで確認をいたしました。前の司法書士の説明では非常に私どもも、納得いかなかったんで、これは断面図も入っとらんということで、資料の２回目の提供を求めたのがこの№.２の資料ですので、これで大体納得いったかなというふうに思っております。

議長　他にご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三委員

２番　ここは（事業所名）の入り口ですよね。ここにコンクリート擁壁がしてありますよね、カーブのところに。右が水路という格好ですが、ここも全部フラットに駐車場並みに取ってしまうんですかね。

事務局　はい。資料№.２の２ページを見ていただきたいんですが、こちらの右手側が登り口になります、テラスの前の部分ですね。ここがその擁壁があるところなんですが、この擁壁はそのまま残した状態でスロープ上で、店のほうに入っていくということで聞いております。以上です。

１番　ここのですねカーブの擁壁を残さんと、上からのやつが壊れるし、それからもう一つは、用悪水路が横にあります。溝がですね。これもちゃんと護岸をしておかんといかんということで、その分をちゃんとするということで、このカーブは擁壁は残します。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、この農地法第５条の許可申請を県へ申達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

２件目です。第３号議案の１ページをお開きください。

整理番号３、申請地　長与町岡郷（地番）、地目、登記簿　田、現況　畑。面積　４９０㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、使用貸人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町丸田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、使用貸借権の３０年間の設定です。施設の概要は、木造スレート葺平屋建てで、建築面積　１２１．７３㎡、所要面積　４９０㎡です。備考欄に記載のとおり、使用貸人と使用借人は親子の関係で、申請地を無償で借用して住宅を建設します。使用借人の転居に伴い、新たに住宅を建築する予定です。雨水排水については、既設の排水管へ接続、汚水排水については、前面道路にある既設下水管に接続します。区域区分は、都市計画区域外となります。参考資料として、本日配布している、資料№.３の配置図を添付しておりますので、ご参照ください。なお、立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、４ページをお開きください。岡郷にある（施設名）から北西へ約７０ｍ付近に、赤色で表示してある、道路沿いの場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉推進委員。

推進委員
８番

４月の１５日の午後にまた、私たち水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で回りました。本当知り合いで、ここでここでみたいな感じだったんですけど、息子さんがこう、お仕事は多分変わらんと思うけどやっぱり親の近くということで、おりたいと、そういうことで、多分、帰ってくるじゃないですけど、もともと丸田に住んでおられるけんですな。親子関係で先ほど事務局長さんが言いよらしたばってん、親子間で、無償で借受け、住宅を建設するということで下水管理もね、出来ておりますし全然問題ないじゃないかと思います。ただちょっと今質問言ってもいいですか、ここに申請地を無償で借受け、住宅を建設する、なんだけど、契約として使用貸借権３０年間の設定って、これはいるのかなと。お教えいただきたいと。

事務局　坂本委員のご質問ですが、使用貸借権の設定は当事者間の合意に基づくもので、何年契約していいとこちらから言うものではありません。

１番　私からもつけ加えますけども、疑問の点があったら、現場で、なるべく聞いてください。委員ですから。はいそれでいいですけども。この３０年間というのは、基本的にローンを組めばですね、その分の間をやっぱりある程度確保したいというのがありました。３０年ローンなのか２０年ローンなのか現金なのかという、だから、長期にわたると。もし途中で死亡があれば、相続に変わりますから、当然、個人の所有になるわけですけども、ここでですね。なぜここに家の前に造ったのか。（使用貸人）さんはですね本家は非常に広いんですけども、その小屋をですね実は解体をして、息子の家に、母屋につなぎたいという考え方ですけども、急傾斜地でですね。裏山が岩場なんですけども、もうそそり立ってると。結局、そこに家を建てるともうちょうど高さの分だけ横引くわけですよね。そうすると、結局宅地がなくなってしまうと。いうことで、仕方なく、表のほうに家を造ったと。いうことを、（使用貸人）さんから聞いております。そういうことで、やむなく、本来は、もう同一所帯で住みたかったわけですけども、離れで住みたかったわけですけども、出来ないので前に、造るということになったということを聞いております。それからもう一つはですね。後で出てきますこの別添資料の２ページをちょっと見ていただきたいと思うんですけども、これが、分筆をして後から案件で出てきます。今度建てる建物の横にですね、もう小屋が、実は、いろんなトラックの小屋とかですね。あってまだ農地のままだったということでこれについては、後で農業用倉庫でですね。専決処分で処理をしますので。これ後の案件で出てきますので、審議をお願いしたいと思います。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番　４月１５日の午後３時１５分より、水谷会長、山﨑局長、森係長、（使用貸人）さんと（使用借人）さん、業者の方と、坂本推進委員と私で現地確認をしました。雨水は既存の排水管を通して、前の川に流れます、汚水排水は既存の水路へ接続します。分家住宅を建てるということで、問題はないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、この農地法第５条の許可申請を県へ申達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第４号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第４号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第４号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、岡郷（地番）、地目　畑、面積　１６７㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和４年５月１日から令和１４年４月３０日までの１０年間です。平成２４年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。岡郷にあります（店舗名）の山手国道沿いに（施設名）がございます。そこから、南東へ約１００ｍ付近に、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉　推進委員。

推進委員
８番

この土地に関してもですね、４月の１５日にも夕方近かったと思いますが、そのくらいに、水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で確認をいたしました。更新ということで、私多分どちらも知っとるんですよね、ちゃんと真面目に農地を管理されると思う

んで私たちは問題ないと思って協議をいたしました。以上です。

議長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番　　４月１５日午後４時５０分頃より、水谷会長、山﨑局長、森係長、坂本推進委員と、私で現地確認をしました。現地は、草刈りはまだされていませんでしたが、ミカンの木が元気に植えてあって、継続ということで、問題はないと思います。以上です。

議長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　１０番　柳原　厚志委員

１０番　　農地の貸し借りについて、非常に狭いんですね、１６７㎡ですかね。（借主）さんは近くに農地を持ってらっしゃるんでしょうかね。何か狭いところをわざわざ（地区名）のほうから来て、されるんでしょうかね。

１番　　はい、（借主）さんはですね、ほとんど借りて作っているという状態ですので、農地をですね。それで、多分（貸主）さんがここがちょっと飛び地ということで、反対に（貸主）さんのほうから作ってくれんかなという感じになったのかなと。飛び地の少ない面積なんでですね。ほかのところは（貸主）さん、段地になってて、集団でですね。いいところは全部自分がもう専業農家ですから、作ってるんですけども、多分そういうことではなかろうかというふうに推測をしております。

議長　　他にご意見・質問はありませんか。
　４番　崎山　光子委員

４番　　（貸主）さんの年齢〇〇歳とお聞きしましたけど、年齢的に１０年間というのは問題ないんでしょうか。

１番　　実際の農業は息子がしております。所有権がお父さんであって、実際はもう、認定農業者で、頑張ってる息子さんですので、その１０年間は問題ないです。最終的に相続が起こって、

その中でもやりとりは問題ないということだと思います。

議長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　　２件目です。６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆で、岡郷（地番）、地目　畑、面積　３３９㎡。同じく（地番）、地目　畑、面積　３５５㎡。岡郷（地番）、地目　畑、面積　６２４㎡。同じく（地番）、地目　畑、面積　２１５㎡。４筆合計で、１，５３３㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は、（地番）は野菜、その他の３筆は果樹です。期間は、令和４年５月１日から令和１４年４月３０日までの１０年間です。（地番）は、平成３１年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。その他の３筆につきましては、平成２４年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。

土地の所在ですが、８ページをお開きください。岡郷にあります（事業所名）の山手に位置しております。赤・青・黄色・緑で表示してある場所が、申請地の４筆になります。以上です。

議長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉　推進委員。

推進委員
８番

これもですね、４月の１５日、先ほど言った、夕方頃やったと思います。水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で現地確認をいたしました。それでちゃんと、ミカンもですね木も枯れたりもせんで、しっかり植わっておりまして、草はちょっとあんまり記憶ないですけど、ひどく伸びてなかったと思います。また更新ということで別段問題ないと思います。貸手の、（貸主）さんですね、さっき（借主）さんの話が出ましたが何ていうかなブロイラーを山の上のほうで飼っておられまして、もうその園地っていうかですね、ミカンはほぼやってないんで、そういう感じで多分貸し借りっていうかね、あったんだと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番

４月１５日午後５時１５分頃より、水谷会長、山﨑局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地は、リンゴの木とミカンの木が植えてあり、継続ということで、問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、事務局から３件目の説明をお願いします。

事務局　３件目です。９ページをお開きください。この件に関しましては、貸し借りではなく、所有権移転（贈与）の計画でございます。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。所有権を移転する土地は４筆で、岡郷（地番）、地目　畑、面積　２，４４６㎡。同じく（地番）、地目　畑、面積　１，８６９㎡。同じく（地番）、地目　畑、面積　８４㎡。同じく（地番）、地目　畑、面積　４４０㎡。４筆合計で、４，８３９㎡です。所有権の登記の有無は「所」で、これは、所有権の登記があるという意味です。利用目的はみかんです。所有権の移転時期は、令和４年５月２日、当事者間の法律関係は、贈与です。

土地の所在ですが、１２ページをお開きください。岡郷にあります〇〇バス停から〇〇方面へ国道沿いに約２５０m進んだ右手に〇〇改良区へ向かう農道がございます。そこから約４００m進んだ農道沿いに位置しております。１３ページをお開きください。赤で地番に下線を引いている箇所が、申請地の４筆になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉　推進委員。

推進委員８番　４月の１５日の夕方５時回っとったかもしれんですな。また水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で、現地確認をいたしました。これ、（譲受人）さんは娘さんなんですね、（譲渡人）さんの。どちらも私も知っておりますが、夫婦で一緒に（譲渡人）さんと住んどると思います。そういうことでの贈与だと思いまして、私たちは別に問題ないんじゃないかというふうな協議をいたしました。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番　４月１５日の午後５時３０分頃より、水谷会長、山﨑局長、森係長、（譲渡人）さんと（譲受人）さん、坂本推進委員と私で現地確認をしました。（譲渡人）さんは、高齢ということで、娘の（譲受人）さんへ土地を贈与したいっていうことです。（譲受人）さんは、数年前に帰郷されて、ご夫婦で後継者として、農業をご両親とされています。（譲受人）さんは、農業を今一生懸命されていて、心強くて、とてもうれしく思っています。所有権を移転するということで、何も問題はないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について審議いたします。

まず１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴収について、説明します。

農地中間管理機構を通す場合、計画内容に対し、農業委員会の意見が求められるため、今回議案としてあげております。

今回、２件の案件がございますが、２件とも農地中間管理機構を通した借り受けの新規契約になります。それでは、３ページをご覧ください。

１件目です。（A）欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番)。（B）欄、賃借権の設定等を受ける者・賃借権の設定等を行う者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社。長崎市尾上町３番１号。（C）欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番)。権利対象の土地は１筆で、岡郷（地番)、地目　畑、面積　５９６㎡です。権利の種類　使用貸借権。利用内容　樹園地です。期間は、令和４年５月１０日から令和２３年７月９日までの１９年２か月間です。

土地の所在ですが、４ページをお開きください。本川内郷の〇〇公園から西側〇〇方面へ約１００ｍの位置に赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い

します。
　坂本　秀哉　推進委員。

推進委員
８番

　これも４月の１５日の、時間は多分早かったと思います午後３時やったか、そのくらいに、水谷会長、山﨑事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で現地確認をいたしました。〇〇公園の上というか反対側ですね、道端に、３つミカンマークがついとると思うんですが、ここは、去年やったと思います。また、確認をしたところの、ちょっと延長するみたいな感じで、園地もですね、きれいに整地されて新しい苗が植わっており、やる気がありますなと。一応確認したところ皆さんで歩いてもらったんですけどね、別段、問題ないんじゃないかということで、協議をいたしました。以上です。

議長

　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　１１番　山口　多美子　農業委員。

１１番

　４月１５日午後３時４０分頃より、水谷会長、山﨑局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地は、令和３年の６月頃だったと思いますけど、借りられた土地の続きの畑で、追加で手続をされるということで、問題はないと思います。現地にそのとき以来に行ってみたんですけど、苗木が植えてあって、あんな木がぼうぼう立っていたところがこんなにきれいな畑になるんだなと思いまして、びっくりしたのと同時に、この、（借主）さんのまだ若いんですけどそういう後継者が頑張っているなと思って、何かとてもうれしくなりました。以上です。

議長

　はい、ありがとうございました。これは先ほど、両人から説明がありましたように、貸し借りをした分の、その先のところがですね。もうあんまり利用価値はそんなにないんですけども、５００㎡あって、そうですね半分ぐらい利用価値があるかなというところいちばん高いところですけど、そこの貸し借りになっております。
　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　７番　原口　司委員。

７番

　私も、本川内なんでですね。（借主）さんが、こんなにして立派な園地をつくって、この全てに整地して、苗を植えて、非常にうれしいんですけど、（貸主）さんはですね。中間管理を通して、約２０年貸すことになるんですけど、ざっと言って、簡単にどんな利益があるんでしょうかね。

１番　　２０年の事例があるのかということですね、ここはですね少しもう山林がかったところで急傾斜だったんで、多分、その無償という形ということと、それともう一つは、２０年というのはもう後、息子さんは、あと、財産をすぐ息子さんが本家に一緒におりますから、そういう意味でのことで、税対策としての、こういうことは別に問題ないんだろうというふうに私も思いますけど、その評価額もそんなに固定資産税としてはですね、農地の、特に端のほうですから、そんなに高くはないですから。そういうことだろうと。その前の農地が、３反ぐらいの貸し借りがありますので、その分でのやりとりがあるということになります。それと今回はですね。これ様式は一括で表示をしてます。中間管理を真ん中にして、貸手、借手が両サイドであります。前は１回中間管理に貸すのを１つの議案として、そしてその次の、今度は貸すのをまた議案としてという形で２回しましたけども、今年度からこういうふうにですね。三者一連で一発でやるという様式でやっていきたいと思います。

議長　　他にご意見・質問はありませんか。
　２番　渡邉　章三委員

２番　　はい、大体わかりました。日付がね、１９年２か月と言われたから、これは前のやつに合わせたのかな、年数がね。１９年２か月でちょっと半端だったんで、どうだったのかなと思いました。

１番　　当然今言うように前年度で出てきましたから、ちょうどそれと同じ、日付はですね、合わせてると思います。これは中間管理機構が入ってますから、多分そこら辺の日付はですね、合わせてきたのかなというふうに思います。以上です。

議長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
計画内容に関して、第５号議案の２ページにあります、意見の有無について、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の方に挙手で賛否をとります。
１件目の計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、『意見なし』で報告することにいたします。
続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　２件目です。５ページをお開きください。（A）欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、（氏名）さん。大村市東三城町（地番）（B）欄、賃借権の設定等を受ける者・賃借権の設定等を行う者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社。長崎市尾上町３番１号。（C）欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。権利対象の土地は２筆で、三根郷（地番）、地目　田、面積　１，５９４㎡です。同じく（地番）、地目　田、面積　３９８㎡。利用権の種類は賃貸借権で、利用内容　水田です。期間は、令和４年５月１０日から令和７年５月９日までの３年間です。年間の借賃は、（地番）が〇〇円、（地番）が〇〇円、２筆合計〇〇円を１２月に口座振替で納入します。
土地の所在ですが、９ページをお開きください。〇〇橋に丸をしておりますが、そこから西側へ約９００ｍの位置に、赤・青色で表示してある場所が、申請地の２筆です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中　光夫　推進委員。

推進委員３番　はい４月１５日の午後２時過ぎに、現地を確認しました。現地には今年度の作物ができるように一度耕してありました。このことからして積極的に農業をされるのだなと思っております。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　私のほうからも少し説明をしておきます。（貸主）さんは、実家は、（地区名）の（施設名）のすぐそばにあったんですけど、現在はありません。この（貸主）さんは相続でもらって、現在は大村に住んでおられるんですけど、農業というのはしたことないんですよね、ずっと、前は（氏名）さんとか、借りてされてたんですけど、今回も２回目ですかね、（借主）さん。

それで（借主）さんはすぐ上のほうの線路側にも、この地図で見ていただければ分かります。６ページの地図ですね。青いところは、すぐ町道のそばなんですけど、赤いところがＪＲの線路の近くになります。すぐこの上のほうに２反ぐらい借りて、合計４反近くされてるんですね。それからほかにも、（地区名）でも借りていらっしゃるし、自分の水田も持っていらっしゃるので、面積的にはもう１町を超えるんじゃないかと思っております。それで、水田用の機械もですね、全部そろえておられますので、これ、余談になると思いますけど、ドローンのほうも買われている。去年から、自分で農薬散布をされております。別に問題はないと思います以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

１件目と同様に、意見の有無について、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の方に挙手で賛否をとります。

２件目の計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、『意見なし』で報告することにいたします。

これからは、報告事項に移ります。

農地転用専決処分の報告について、事務局お願いします。

事務局　それでは、報告いたします。

まず、令和４年４月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項は３件ございます。１件目１ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書。農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。２００㎡未満の農業用通路にかかる届出となります。１、当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん。長与町

岡郷（地番）。職業は農業です。２、土地の所在等は、長与町岡郷（地番）。地目　畑、面積３３㎡。３、転用計画。転用の目的は、農業用通路。４、申請日　令和４年４月１３日。５、専決処分の日　令和４年４月１８日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年４月２５日長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。３ページをお開きください。第３号議案の１件目の箇所の北側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　２件目も関連がありますので、併せて説明をお願いします。

事務局　はい、２件目です。報告事項の２ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書。農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。２００㎡未満の農業用水路にかかる届出となります。１、当事者の氏名・住所・職業。届出者は、１件目と同じく（氏名）さん。２、土地の所在等は、長与町岡郷（地番）。地目　畑、面積　７２㎡。３、転用計画。転用の目的は、農業用水路。４、申請日　令和４年４月１３日。５、専決処分の日　令和４年４月１８日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年４月２５日　長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。３ページをお開きください。第３号議案の１件目の箇所の南側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

１番　これは先ほど説明を加えた、この報告事項の４ページの字図をちょっと見てもらってですね、右側が、用悪水路、農業用水路、それで左側が農業用の道路ということで、上のほうの開発も考えて、道路拡幅をしております。それから上の地権者の便宜も図るということでしております。それと左側にですね用悪水路とか、もうかなりの大きな溝なんですけども、将来的には１ｍぐらい必要なんでしょうけども、この時点でなぜその水路をとってなかったのかなというのがちょっと我々も不思議だったんですよ。尾﨑委員さん、ここら辺の国調の時なんか覚えていませんか。

推進委員２番　国土調査ではですね、字図上なければ、所有者の方がですね、用悪水路で取りたいとか、言われなければですね、畑の一部としてしか取れませんので、ここ私が行ったような記憶はないんですけども、一般的に考えればですね。現況が水路が極端に１ｍぐらいあってもです

ね、字図上なくて、本人さんの意思表示がなければですね。畑の一部とかで取るようになると思います。一応用悪水路を取りませんかというお話は、すると思いますけども、取ってないということは、本人さんの意思がなかったんじゃないかと思います。以上です。

１番　はい、ありがとうございます。非常にですねこの上が、取水面積も溝も長いんですよね。それで、もうかなり１ｍぐらいの溝がそのままずっと続いてきて、１００ｍ以上続いてると思うんですけども、取水面積でするとかなりの水が毎回雨のときに流れてるだろうというふうなことで、今言われたように地権者の意向で多分、そういうふうに取ってなかった、今回初めて、下の地主さんがですね、今度売買する方が、やっぱり水をちゃんとしてもらわないと困るという部分もあってそういうふうな分筆を入れたということになっておりますので、これは一応専決処分ですね報告に代えたいと思います。

議長　他に何か尋ねたいことはありませんか。
８番　山本　忠典委員。

８番　すいません、第４条の件なんですけど、都市計画外ということになってるんですけど、この専決処分と案件になるところの違いって何かあるのかなと思って、もしもよろしければ教えていただければと思います。

事務局　（申請者）さんの申請の農業用通路と農業用水路なんですけども、農業用かつ所要面積が２００㎡以内に収まっているということですので、法律の規定により許可不要案件、つまり市町村の農業委員会で専決処分ができるということになっております。以上です。

１番　勘違いしないようにしてほしいのは、あくまでも専決処分という形でするということで、議決を要しないということですから、報告をですね、ちゃんと皆さん方にすると。特に農業用倉庫それから農業用水路、農業用道路、こういう形の部分についての今言った、面積要件については、専決でやる。それより大きくなると今度は、今言ったように、議案として出しますよというところになります。ただ、市街化農地で宅地に転用するときは、もう完全にそういうふうな形で、農業委員さんの議決が要らないという形になります。

議長　他にありませんか。

【お尋ね無し】

続いて、３件目について、事務局お願いします。

事務局　３件目です。報告事項の５ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書。農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。２００㎡未満の農業用施設にかかる届出となります。１、当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。職業は農業です。２、土地の所在等は、長与町岡郷（地番）の一部、地目　登記簿　田、現況　倉庫兼車庫及び鶏舎。面積　１６３．８㎡。倉庫部分　３４．０７㎡、車庫部分　２１．３７㎡、鶏舎部分　７．９８㎡、合計６３．４２㎡です。３、転用計画。転用の目的は、農業用施設。４、申請日　令和４年３月２８日。５、専決処分の日　令和４年４月１８日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年４月２５日長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。６ページをお開きください。第３号議案の２件目の箇所に隣接しております。赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、７ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

１番　これも先ほど、（使用借人）さんが、家を造るというところの部分で、別添資料のですね№３、これをちょっと見ていただければ、ここがですね、今回、分筆するときに初めて発覚をしたわけですけども、既に、農業用倉庫を造って、トラックを２台ばかり入れてたというところなんですけども、ある意味追認の形になるんですけども、今回きれいにですね、分筆のときにするということで、専決処分で処理をしたいと思います。

議長　この合わせて３件で何か質問ありませんか。

【お尋ね無し】

以上で報告事項を終わります。

次は、行事報告です。事務局、お願いします。

【この後、令和４年４月の行事報告が行われた】

５月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　５月２５日（水）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。